

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

—凡 例—
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
コンプライアンス最優先の徹底	○コンプライアンス経営推進宣言 2-②(日常業務化)	●コンプライアンス経営推進宣言【完了】 ●コンプライアンス遵守の誓約【日常業務化】 ①役員および組織の責任者による「コンプライアンス経営推進誓約書」への署名を計画どおり人事異動時に実施していることを確認した。また、年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化とする。 ②コンプライアンス遵守の誓約について、全社コンプライアンス推進計画に明記し、評価・改善を行っていく。																		
	信頼回復・企業再生に向けた取り組みを進めるにあたり、コンプライアンス経営推進の責務について自覚を促し、その意識を高めるため、役員および各組織の責任者が誓約を行う。																			
	○企業倫理委員会の機能強化 1-①(完了)	【完了】 社外委員を増員するとともに、審議事項の見直しを行う等、企業倫理委員会の機能強化を図る。 また、審議概要を公開し、審議の透明性を高める。 a. 社外委員の増員 b. 審議事項の充実 c. 審議概要の社外への公開																		
	○コンプライアンス強調月間の設定 2-⑤(評価未実施)	職場実態・社員意識調査結果を踏まえ、必要に応じてH19年度実施内容を見直しのうえ、11月に「コンプライアンス強調月間」を実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「職場のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年並み以上となっていることで、各職場におけるコンプライアンス意識の浸透度を評価する。	コンプライアンス推進部門	全社											《実施状況》 ・全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24) ・職場実態・社員意識調査の実施(5/27~6/9) 《課題・問題点》 — 《見直し内容》 —	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》			
	○コンプライアンス意識が習慣として根付く仕組みづくり 2-⑤(評価未実施)	PC画面を利用した「3つの行動」の意識付けや風化防止ビデオの放映による意識喚起を行う。(職場実態・社員意識調査結果を踏まえ、必要に応じ、実施内容を追加・見直し)年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「社員個人のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年並以上となっていることで、社員へのコンプライアンス意識の浸透度を評価する。	コンプライアンス推進部門	全社											《実施状況》 ・パソコン画面を利用した仕組み(H19年7月~) ・全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24) ・職場実態・社員意識調査の実施(5/27~6/9) 《課題・問題点》 — 《見直し内容》 —	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》			

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

— 凡 例 —
▽□: 計画, ▼■: 実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み		
						上期						下期										
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
	○経営層等を対象とした研修の充実 2-③(現行内容継続)	内容の充実を図り実施したH19年度研修については、受講者の評価も高かったことから、H20年度は、H19年度の内容をベースに、研修効果の向上に向けた改良を加え、講義形式・討議形式の研修を実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	研修実施の都度、アンケートを実施し、研修効果があったとの評価(5段階評価の上位2段階)の割合が70%以上あることにより、効果を評価する。	コンプライアンス推進部門	①経営層 ②グループ企業トップ ③コンプライアンス推進責任者(事業所長クラス)													▼研修実施・評価	▽研修実施・評価	《実施状況》 ・全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24) ・経営層、グループ会社トップ、コンプライアンス推進責任者(事業所長クラス)、本社部長・MGを対象としたコンプライアンス特別研修として、社外講師による講義研修を実施(H20/6/30)。 《課題・問題点》 — 《見直し内容》 —	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
	○職場展開のための研修の充実 2-⑤(評価未実施)	a. コンプライアンス推進役研修 内容の充実を図り実施したH19年度研修については、受講者の評価も高かったことから、H20年度は、H19年度の内容をベースに、職場実態・社員意識調査結果を踏まえて必要に応じた研修内容の見直しを行い、相談対応研修や教育インストラクター研修等を実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。 b. e-ラーニング 内容の充実を図り実施したH19年度研修については、受講者の評価も高かったことから、H20年度は、H19年度の内容をベースに、職場実態・社員意識調査結果を踏まえて必要に応じた研修内容の見直しを行い、e-ラーニングを実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	研修実施後の受講者アンケートで研修効果があったとの評価(5段階評価の上位2段階)の割合が70%以上であることにより、効果を評価する。 【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査により、職場におけるコンプライアンス意識の定着度合い等を把握する。(研修実施後の受講者アンケートについては実施・評価済)	コンプライアンス推進部門	コンプライアンス推進役(事業所副所長クラス)												▼研修実施・評価	▽研修実施・評価	《実施状況》 ・コンプライアンス推進役研修を4/14、15、16に実施し、コンプライアンス推進の枠組み、コンプライアンス推進役の役割、内部通報対応のためのカウンセリングスキル等について、社内および社外講師による研修を実施。研修後に受講アンケートを実施。 ・全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24) ・各事業所においてコンプライアンス推進役等が講師となり、副長を対象とする研修を実施(5月～7月) ・職場実態・社員意識調査の実施(5/27～6/9) 《課題・問題点》 — 《見直し内容》 —	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		
			研修実施後の受講者アンケートで、研修効果があったとの評価(5段階評価の上位2段階)の割合が70%以上あることにより、効果を評価する。 【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査により、職場におけるコンプライアンス意識の定着度合い等を把握する。(研修実施後の受講者アンケートについては実施・評価済)	コンプライアンス推進部門	全社												▼研修実施・評価	▽研修実施・評価	《実施状況》 ・全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24) ・職場実態・社員意識調査の実施(5/27～6/9) 《課題・問題点》 — 《見直し内容》 —	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

— 凡 例 —
▽□: 計画, ▼■: 実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり	○本社による現業機関へのサポートの強化 2-⑤(評価未実施)					実施状況に対するアドバイザリーレポート(AB)からの意見具申・提言												《実施状況》 ・職場実態・社員意識調査の実施(5/27~6/9) 《課題・問題点》 — 《見直し内容》 —	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
	現業機関が抱える業務プレッシャーなどの悩みについて、気軽に相談し解消できるよう、本社が現業機関へ積極的にサポートする仕組みの整備や、経営層を含めた本社・現業機関の交流機会の充実等を図る。	a. 本社が現業機関へ積極的にサポートできる仕組みの整備 本社相談窓口における相談対応を実施し、本社取り纏め箇所(経営企画部門)が実施状況の把握を行い、経営層への報告を行う。 職場実態・社員意識調査結果を踏まえて、必要に応じて仕組みの見直しを行う。 ①社員意識・職場実態調査 ②評価 (以下、必要に応じて実施) ③改善策の策定 ④改善策の実施 本社相談窓口の具体的な取扱いを全社公開し運用することにより、日常業務化を図る。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「本社と現業機関とのコミュニケーション」等に関する質問項目の評価が前年並以上であることで、本社と現業機関のコミュニケーションの状況を評価する。	経営企画部門	全社															
		b. 役員事業所訪問などの交流 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「経営層の考えの伝達度」等に関する質問項目の評価が前年並以上であることで、経営層の考え方の浸透度等を評価する。	コンプライアンス推進部門	全社													《実施状況》 ・全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24) ・職場実態・社員意識調査の実施(5/27~6/9) 《課題・問題点》 — 《見直し内容》 —	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
	○職場でのコミュニケーションの充実 2-⑤(評価未実施)					実施状況に対するアドバイザリーレポート(AB)からの意見具申・提言														
	社員が職場で抱える悩みについて、躊躇なく相談できるよう、定期的なグループディスカッションといった、上司・部下、同僚同士で、より良好にコミュニケーションを図ることのできる仕組みづくりに取り組む。	職場実態・社員意識調査を実施し、分析結果の各職場へのフィードバック等を実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「職場の風通しのよさ」等に関する質問項目の評価が前年並以上であることで、職場のコミュニケーションの状況を評価する。	コンプライアンス推進部門	全社															
部門相互の人事交流の推進	○部門の枠を越えた人事交流の推進 2-②(日常業務化)					実施状況に対するアドバイザリーレポート(AB)からの意見具申・提言												《実施状況》 ・全社コンプライアンス推進計画に織り込み(4/24) ・職場実態・社員意識調査の実施(5/27~6/9) 《課題・問題点》 — 《見直し内容》 —	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
	各部門が自部門の価値観にとらわれず、幅広い視野を持って業務運営を行うため、現在も取り組んでいる部門の枠を越えた人事交流を推進する。 a. 人事異動方針の策定・通達 b. 人事異動の調整・実施	●部門の枠を越えた人事交流の推進【日常業務化】 ①必要に応じて人事異動方針の内容を見直しのうえ、部門の枠を越えた人事交流を継続していく。 ②人事異動方針に明記(人材活性化部門コンプライアンス推進計画で管理)																		

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

- 凡 例 -
▽□: 計画, ▼■: 実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
経営機 構改革	○経営機構の改革 1-①(完了)																			
	<p>経営層が不正を顕在化させ改善し得なかった事案が存在したことの反省に立ち、当社を取り巻く経営環境の変化も踏まえ、(1)経営の透明性・客観性の確保、(2)経営の効率性向上、(3)内部統制機能の強化の3点を視点に経営機構を改革する。</p> <p>a. 監督と執行の明確化 b. 取締役会の機能強化 c. 業務執行機能の強化 d. 第三者の視点の効果的活用の検討 e. 本社部門組織の再編成の検討</p>	【完了】																		
保安確 保の徹 底	○保安規程の変更 1-①(完了)																			
	主任技術者が保安の監督を行う役割を十分果たすことができるようにするなどの変更	【完了】																		
内部 チェック 体制の 充実	○電気事業法施行規則の改正に伴う変更 1-①(完了)																			
	電気事業法施行規則の改正に伴い、保安規程の記載内容の充実と電気主任技術者等の役割の強化を図る。	【完了】																		
内部 チェック 体制の 充実	○本社のリーガルチェック機能の充実・強化 1-①(完了)																			
	本社のリーガルチェック機能の充実・強化	【完了】																		

再発防止対策の具体的行動計画【水力】

－凡 例－
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
コンプライアンス最優先の徹底	Oトップマネジメントによる意識付け 2-③(現行内容継続)																	《実施状況》 ・事業所訪問のスケジュール・内容調整中。 (8月下旬から実施予定。) 《課題・問題点》 － 《見直し内容》 －	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
	流通事業本部長・情報通信部門長ほかによる事業所訪問と意志伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流通事業本部長、事業支援部門長および情報通信部門長によるメッセージの発信、ならびに事業所訪問による方針伝達と意見交換を実施した(H19/5～H19/9)。 ① 流通事業本部長・情報通信部門長ほかの事業所訪問による方針伝達と意見交換 ② コンプライアンス最優先の方針が浸透・定着したことを意見交換内容や社員意識・職場実態調査により評価 ③ 評価結果を踏まえ、業務運営方針に織り込み、日常業務化 	コンプライアンス最優先の意識が浸透・定着したことを意見交換での発言内容や社員意識・職場実態調査結果の分析により確認する。	流通事業本部長 情報通信部門	水力部門															

再発防止対策の具体的行動計画【水力】

－凡 例－
 ▼□:計画, ▼■:実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
悔みを出せる企業風土・職場風土づくり	○管理職への継続的意識付け2-③(現行内容継続)	・電力所長会議等、管理職を対象とした各種会議・研修会において、今回の不適切事案に関する経緯、原因および再発防止策について周知した(H19/4～H19/12)。 ① 電力所長会議等各種管理職会議・研修会において、コミュニケーションおよび情報展開の重要性を周知・徹底 ② コミュニケーションおよび情報展開の重要性についての理解状況を、アンケート・対話結果に基づき評価したものを集約 ③ 次年度に向け、本部・部門間の連絡会議を開催、情報を共有化し部門間の方策等について必要な統一を図る ④ ②、③を次年度の研修計画書に反映し、日常業務化 ⑤ 職場のコミュニケーションの充実を図る支援ツールを提供	コミュニケーションおよび情報展開の重要性について理解されたことをアンケート・対話の結果で確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	①電力所長会議等において周知・徹底 ▼電力所長会議(5/16) ▼電力センター所長・企画課長研修会(4/10) ▼発電電課・通信課長研修会(4/17) ▼制御課長研修会(4/24) ▼制御所長研修(5/22)	②アンケート・対話結果等に基づき評価・集約	▼ ③連絡会議 ④研修計画書の見直し	⑤支援ツール提供	《実施状況》 ・4/10から各課長研修会において、「H20年度コンプライアンス推進の取組み」について周知し、「管理者としてどのように関わっていくか」をテーマに意見交換を行い、管理職への意識付けをおこなった。 ・支援ツールについては、7月の副長研修会で提供できるように整備中。 《課題・問題点》 - 《見直し内容》 -	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》									
	○本社による現業機関等へのサポート強化2-③(現行内容継続)	・「水力サポートライン」を設置して現業機関からの連絡・相談に対応し、状況および結果の情報を関係部署間で共有化した(H19/7)。 ・水力サポートラインに加え事業所サポート担当を設置し、水力発電設備の問い合わせに対するサポート体制の強化を図った(H20/2)。 ①「水力サポートライン」を継続実施 ②「水力サポートライン」の窓口と全社施策として行っている事業所サポート担当の窓口について、電力所長会議等各種管理者会議において、再度、周知・徹底する。 ③ アンケート調査、現場聞き取り調査による評価を行い、全社施策として行っている事業所サポート担当の相談窓口への一本化を検討 ④ 相談窓口一本化を実施し、組織運営細則に基づく業務分担表への記載により日常業務化	アンケート調査、現場聞き取り調査により、本社は質問・相談事項に対して的確に対応しているか確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	①水力サポートラインの継続実施 ②会議・研修会を通じて再周知 ▼電力所での内部チェック(本社主管部門により事業所の取組みをチェック)時にPRR(3/26-4/8) ▼電力所課長研修会(4/3) ▼電力所副長研修会(7/2)	③アンケート調査等による評価および相談窓口の一本化の検討	④相談窓口一本化の実施 ▼	《実施状況》 ・水力サポートラインを継続して実施中。 ・3/26-4/8各電力所水力電気部門に対して内部チェックを行った際、電力所長・関係課長他には、水力サポートラインおよび事業所サポート相談窓口について説明し意見交換した。 ・4/3電力所課長研修会にて、水力サポートラインおよび事業所サポート担当相談窓口について説明・周知。 《課題・問題点》 - 《見直し内容》 -	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》										

再発防止対策の具体的行動計画【水力】

－凡 例－
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
保安確保の徹底	○自主保安を適切に行うための取り組み強化 2-⑤(評価未実施)																			
	他社、他産業から得られた教訓的確な反映	<ul style="list-style-type: none"> 電事連大で共有化した事故情報を「全社事故情報検索システム」に登録して公開した(H19/11)。 「水力発電設備情報共有委員会」の開催と共有化情報の水平展開 運用状況の評価 利用状況アンケートを踏まえ、必要により運用ルール等を見直しマニュアル化することで日常業務化 	<p>【平成19-20年度実施内容の評価】</p> <p>電事連大から得られた情報の展開状況を確認するとともに、流通事業本部各設備主管担当にアンケートを実施して、共有化した情報が事故の再発防止等に活用されていることを確認する。</p>	流通事業本部	水力部門	①共有化情報の水平展開												<p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 6/5.12電事連大で水力発電設備情報共有委員会を開催。情報は「全社事故情報検索システム」に登録して公開中。 <p>《課題・問題点》</p> <p>－</p> <p>《見直し内容》</p> <p>－</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <p>《内部監査部門評価結果》</p>	
	適正な水利使用が行われているか確認するための部門横断的かつ責任の所在を明確にした確認体制を構築	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の命令書(H19/5)をふまえ、電力所等において部門横断的かつ役割を明確にした確認体制を構築した(H19/9)。 この確認体制により、平成19年度の河川法関係の許可等の申請およびデータ提出を実施した(～H20/3)。 申請やデータ提出が適切にされているか内部チェック(本社主管部門により事業所の取組みをチェック)を実施 確認体制等について品質委員会にて評価 評価を踏まえ、必要により確認体制の改善およびマニュアル類の見直しにより日常業務化 	<p>【平成19年度実施内容の評価】</p> <p>申請やデータ提出が適正に実施され、命令書の項目を確実に実施できる確認体制となっているか品質委員会で確認する。</p>	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	①内部チェック実施												<p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部チェック実施後、5/14に品質委員会を開催し評価した。 取水量の相互確認方法について統一が必要であると判断し、河川法マニュアルに確認方法を記載中。 <p>《課題・問題点》</p> <p>－</p> <p>《見直し内容》</p> <p>－</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 部門間を横断した相互確認(電力所において発変電課と土木課間で相互確認するなど)の実施状況により、本施策は趣旨に則し、有効に機能していることを確認した。 (左欄実施状況に記載している事項等、マニュアルを充実させ、日常業務化する。) <p>《内部監査部門評価結果》</p> <p>(日常業務移行時に併せて評価する)</p>	
	再発防止を徹底するために水力発電設備における許認可要否・水利使用に係る事項の事前相談	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の命令書(H19.5)をふまえ、所轄の河川事務所に工事実績・計画および水利使用規則で定められているデータ計測計画等を報告した(H19/6)。 必要の都度事前相談を実施した(～H20/3)。 事前相談が有効に機能しているか内部チェック(本社主管部門により事業所の取組みをチェック)を実施 品質委員会にて評価 平成20年度分の事前相談実施 評価を踏まえ、必要により事前相談方法等の改善およびマニュアル類の見直しにより日常業務化 	<p>【平成19年度実施内容の評価】</p> <p>事前相談が、命令書の項目に対し適正に実施されているか品質委員会で確認する。</p>	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	①内部チェック実施												<p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部チェック実施後、5/14に品質委員会を開催し評価した。 事前相談の議事録の作成や、期中で中止・延期した工事の取り扱いについて統一が必要であるため、河川法マニュアルにその取り扱いを記載中。 <p>《課題・問題点》</p> <p>－</p> <p>《見直し内容》</p> <p>－</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 所轄河川事務所への事前相談の実施状況により、本施策は趣旨に則し、有効に機能していることを確認した。 (左欄実施状況に記載している事項等、マニュアルを充実させ、日常業務化する。) <p>《内部監査部門評価結果》</p> <p>(日常業務移行時に併せて評価する)</p>	
河川法令の遵守が達成されていることを確認するための自己点検の定期的実施	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検※を実施する水力設備点検委員会を設置した。(H19/10) (※ 外部専門家も含み河川法令の遵守状況、水力設備の安全性等について点検) 水力設備点検委員会を開催し、自己点検を実施(技術・品質の観点から総合評価) 評価を踏まえ、必要により自己点検方法の改善、実施要領類の見直しにより日常業務化 	<p>【平成19年度実施内容の評価】</p> <p>水力設備点検委員会において、技術・品質の観点から、水力設備を対象に業務が適正に実施されているか確認する。</p>	流通事業本部 情報通信部門	水力部門													<p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 6/10に水力設備点検委員会を開催し評価した。 <p>《課題・問題点》</p> <p>－</p> <p>《見直し内容》</p> <p>－</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 水力設備点検委員会において、業務が適正に実施され、河川法令が遵守されていること等を確認した。 (必要により、運営要領を充実させ、日常業務化する。) <p>《内部監査部門評価結果》</p> <p>(日常業務移行時に併せて評価する)</p>		

再発防止対策の具体的行動計画【水力】

－凡 例－
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルール・マニュアル類の見直し	〇手続き・報告業務のルール・標準化 2-③(現行内容継続) ← 評価未実施	<p>マニュアル類および品質管理文書の明確化・標準化</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気事業法、河川法等の手続きマニュアル類の制定・改訂、および品質管理文書の明確化を実施した(H19/10)。 当該マニュアル類により、手続き・報告等を実施した(~H20/3)。 <p>① マニュアル類の明確化・標準化の実施の適正性について内部チェック(本社主管部門により事業所の取組みをチェック)を実施 ② 品質委員会にて評価 ③ 評価を踏まえ、必要によりマニュアル類の見直しにより日常業務化</p>	<p>【平成19年度実施内容の評価】</p> <p>関係する法令について必要なマニュアル類が適切に制定・運用されているか品質委員会を確認する。</p>	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	<p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部チェック実施後、5/14に品質委員会を開催し評価した。 チェック項目の重複解消ほか、法令チェックリスト等を使いやすいものにしてほしいという意見等を踏まえ、マニュアル類の充実を検討中。 <p>《課題・問題点》</p> <p>—</p> <p>《見直し内容》</p> <p>—</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係する法令について、必要なマニュアル類の制定・運用状況により、本施策は趣旨に則し、有効に機能していることを確認した。(左欄実施状況に記載している事項他、マニュアル類を充実させ、日常業務化する。) <p>《内部監査部門評価結果》</p> <p>(日常業務移行時に併せて評価する)</p>	
	〇ダム計測業務の継続性を確保する運用 2-③(現行内容継続) ← 評価未実施	<p>測量に使用する標識を必要箇所には複数設置する等、標識の喪失に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 標識等の喪失・移動(地震時等)に対する引照点の設置等、対策を策定した(H19/9)。 喪失対策が必要な箇所は対策を実施し、全ての標識について管理台帳を作成した(~H20/3)。 <p>① 実施状況確認 ② 準則・マニュアル類への記載により日常業務化</p>	<p>【平成19年度実施内容の評価】</p> <p>平成20年3月末までに施策完了されたか確認する。</p>	流通事業本部	水力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	<p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 標識の喪失・移動対策と管理台帳作成の実施状況を確認(3/31)し、各所の実施事例を登録・社内公開し情報共有を図った(4/23)。 <p>《課題・問題点》</p> <p>—</p> <p>《見直し内容》</p> <p>—</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 標識の喪失等の対策と管理台帳の作成状況により、本施策は趣旨に則し、有効に機能していることを確認した。(今後、施策を準則・マニュアル類に記載し日常業務化する。) <p>《内部監査部門評価結果》</p> <p>(日常業務移行時に併せて評価する)</p>	
内部チェック体制の充実	〇品質・安全担当を中心とした内部チェックの強化 2-⑤(評価未実施)	<p>2-⑤(評価未実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質委員会を開催し、内部チェック(本社主管部門により事業所の取組みをチェック)の対象・体制・方法を決定した(H19/10)。 内部チェックを実施した(H19/11~H20/3)。 <p>① 品質委員会を開催し、内部チェック結果をレビュー ② 内部チェックの継続実施 ③ 品質委員会でのレビュー結果を取りまとめ、必要により内部チェックのルール等を見直すことにより、日常業務化</p>	<p>【平成19・20年度実施内容の評価】</p> <p>品質委員会で、内部チェックにより監督官庁への許可・届出業務が適正にチェックされていることを確認する。</p>	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	<p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部チェック実施後、5/14に品質委員会を開催し内部チェック結果に基づく各再発防止対策の評価等を行い、内部チェックの有効性を確認した。 <p>《課題・問題点》</p> <p>—</p> <p>《見直し内容》</p> <p>—</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部チェックを計画どおり行い、各再発防止対策の手順・ルール等の評価および改善の提言を確実に実施していることから、有効に機能していることを品質委員会の中間評価により確認した。 (最終評価未実施) <p>《内部監査部門評価結果》</p>	
	データ改ざんを防止するための委託業務に関する内部チェックの実施	<p>2-⑤(評価未実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質委員会を開催し、内部チェックの対象・体制・方法を決定した(H19/10)。 内部チェックを実施した(H19/11~20/3)。 <p>① 品質委員会を開催し、内部チェック結果をレビュー ② 内部チェックの継続実施 ③ 品質委員会でのレビュー結果を取りまとめ、必要により内部チェックのルール等を見直すことにより、日常業務化</p>	<p>【平成19・20年度実施内容の評価】</p> <p>品質委員会で、内部チェックにより委託業務の適切性確保のための取り組みが適正にチェックされていることを確認する。</p>	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	<p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部チェック実施後、5/14に品質委員会を開催し内部チェック結果に基づく各再発防止対策の評価等を行い、内部チェックの有効性を確認した。 <p>《課題・問題点》</p> <p>—</p> <p>《見直し内容》</p> <p>—</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部チェックを計画どおり行い、各再発防止対策の手順・ルール等の評価および改善の提言を確実に実施していることから、有効に機能していることを品質委員会の中間評価により確認した。 (最終評価未実施) <p>《内部監査部門評価結果》</p>	

再発防止対策の具体的行動計画【水力】

－凡 例－
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
手続き・報告業務に関する情報を共有する場の充実	○「ダム計測者連絡会」の設置 2-③(現行内容継続)																《実施状況》 ・内部チェック実施後、5/14に品質委員会を開催し評価した。 ・各ダム計測者連絡会の運営方法(データチェックの方法、チェック数等)の統一が必要であるため、ダム計測者連絡会主査会議を開催し、「ダム計測者連絡会運営要領の解説」、「ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル」を修正中。 《課題・問題点》 - 《見直し内容》 -	《主管部門評価結果》 ・ダム計測者連絡会の実施状況により、本施策は趣旨に則し、有効に機能していることを確認した。 (左欄実施状況に記載している事項について、マニュアル類を充実させ、日常業務化する。) 《内部監査部門評価結果》		
	保管データに関する資料を持ち寄り、計測データの評価方法等について情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ダムの測定・記録等について適正性の確保を図るため、ダム計測者連絡会を設置した(H19/9)。 ダム計測者連絡会を開催した(H19/11～H20/3)。 ① 内部チェック(本社主管部門により事業所の取組みをチェック)を実施 ② 品質委員会にて評価 ③ 必要により、マニュアル類の見直しにより日常業務化	【平成19年度実施内容の評価】 ダム計測データの相互確認等が適切にされていることを品質委員会で確認する。	流通事業本部	水力部門	①内部チェック実施 ▼②品質委員会(5/14)による評価 ③マニュアル類の見直し														
電気を専門とする管理者のダム計測者連絡会、ダム主任会議への参加および各県土木担当によるフォローアップ	○電気を専門とする業務管理者を含めた情報共有の推進 2-③(現行内容継続)																《実施状況》 ・6/9,10に電気を専門とする業務管理者がダム主任会議へ参加し、ダム管理等の情報を共有した。(※アンケートは整理中) ・6/27に、水力保守に係るトラブル事例についてTV会議により情報提供した。 《課題・問題点》 - 《見直し内容》 -	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		
	電気を専門とする管理者のダム計測者連絡会、ダム主任会議への参加および各県土木担当によるフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> 発変電課長がダム主任会議へ参加し、ダム管理等の情報を共有化した(H19/6)。 発変電課長がダム計測者連絡会へ参加し、水利使用に係る報告データの内容等について情報共有化した(H19/11～H20/3)。 ① ダム主任会議への参加 ② ダム計測者連絡会への参加 ③ 各県土木担当によるフォロー ④ 発変電課長のダム主任会議等への参加、および各県土木担当によるフォローについて、準則・マニュアル類への記載による日常業務化	ダム主任者会議参加時のアンケート(理解度向上結果)、ダム計測者連絡会議事録等により、支援の有効性を確認する。	流通事業本部	水力部門	▼①ダム主任会議へ参加(6/9～10) ③各県土木担当によるフォロー ▽②ダム計測者連絡会へ参加 以降、日常業務化 ④準則・マニュアル類への記載														
法令遵守を徹底する業務教育の実施	○階層別教育項目の追加 2-③(現行内容継続)																《実施状況》 ・4/15から各階層別研修で「コンプライアンス研修」および「河川法等の法令遵守研修」を計画どおり実施中。 《課題・問題点》 - 《見直し内容》 -	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		
	階層別教育に今回の不適切な事案を踏まえた届出等の実務内容および法令遵守の徹底を織り込み	<ul style="list-style-type: none"> 各部門が毎年実施している集合教育・研修に不適切事案と再発防止策等を織り込み、法令遵守の徹底を図った(H19/4～H20/1)。 ① 研修内容へ事案織り込み ② 階層別教育での実務者を対象とした研修の実施 ③ 届出等の実務内容および法令遵守の徹底について、アンケート・理解度テスト等で評価したものを集約 ④ 次年度に向け、本部・部門間の連絡会議を開催、情報を共有化し部門間の方策等について必要な統一を図る ⑤ ③、④を次年度の研修計画書に反映し、日常業務化	届出等の実務内容および法令遵守の徹底について、浸透できたことをアンケート・理解度テスト等で確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	①研修計画へ事案織り込み ②階層別教育での実務者を対象とした研修 ▼新入職員研修(河川法・法令遵守4/15) ▼リレー研修基礎研修(法令遵守4/15,4/22) ▼通信基礎研修(河川法・法令遵守5/20) ▼リレー研修応用研修(法令遵守5/29) ▼遠隔装置技術研修B(法令遵守6/6) ▼ダム主任研修(再発防止6/9～10) ▼官庁申請書作成(河川法・法令遵守6/24) ▼新入社員研修(河川法・法令遵守6/25) ③アンケート・理解度テスト等に基づき評価・集約 ▽④連絡会議 ⑤研修計画書の見直し														
○特別研修 1-①(完了)																				
	今回の不適切な事案に関する経緯、原因および再発防止策について周知し、グループ討議	【完了】																		

再発防止対策の具体的行動計画【水力】

－凡 例－
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
法令遵守を徹底する業務教育の実施	○電気を専門とする業務管理者への知識習得支援 2-③(現行内容継続)																	《実施状況》 ・6/9,10に電気を専門とする業務管理者がダム主任会議へ参加し、ダム管理等の知識を習得をした。 ・4月より運用開始したeラーニングを研修出席前に受講してもらうことによる知識習得支援を実施。(※アンケートは整理中) ・6/27に、水力保守に係るトラブル事例についてTV会議により知識習得支援をした。	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
	電気を専門とする業務管理者への知識習得支援	<ul style="list-style-type: none"> 発変電課長のダム主任会議への参加により、ダム管理等の知識を習得する支援を図った(H19/6)。 発変電課長のダム計測者連絡会への参加により、水利使用に係る報告データの内容等について知識を習得する支援を図った(H19/11～H20/3)。 ① eラーニング等による知識習得支援 ② ダム主任会議への参加 ③ ダム計測者連絡会への参加 ④ ダム主任会議等への参加について、準則・マニュアル類への記載による日常業務化	ダム主任者会議参加時のアンケート(理解度向上結果)、ダム計測者連絡会議事録等により、支援の有効性を確認する。	流通事業本部	水力部門	▼①ダム主任会議へ参加(6/9～10) ①eラーニング等による支援 ▼②ダム計測者連絡会へ参加 以降、日常業務化 ④準則・マニュアル類への記載														
委託業務の適正性確保	○法令に基づく検査業務について、業務の適法・適正性を確保するためのルール整備 2-③(現行内容継続) ← 評価未実施																	《実施状況》 ・内部チェック実施後、5/14に品質委員会を開催し評価した。	《主管部門評価結果》 ・左記ルールの実施状況により、本施策は趣旨に則し、有効に機能していることを確認した。 (左記ルールを準則・マニュアル類に記載し、日常業務化する。)	
	委託先は、調査・設計に係わる数値の原データを調査・設計後速やかに提出	2-③(現行内容継続) <ul style="list-style-type: none"> 委託先は、FAX等の手段を利用し、検査終了後、計測値等を速やかに当社へ提出するルールを設定した(～H19/6)。 上記ルールに基づき業務を実施した(～H20/3)。 ① 上記ルールの定着状況・有効性について内部チェック(本社主管部門により事業所の取組みをチェック)を実施 ② 品質委員会にて評価 ③ 準則・マニュアル類への記載による日常業務化	【平成19年度実施内容の評価】 測定原データが速報値として適切に提出されていることを品質委員会で確認する。	流通事業本部	水力部門	①内部チェック実施 ▼②品質委員会(5/14)による評価 ③準則・マニュアル類への記載														
委託業務の適正性確保	○法令に基づく検査業務について、業務の適法・適正性を確保するためのルール整備 2-③(現行内容継続) ← 評価未実施																	《実施状況》 ・内部チェック実施後、5/14に品質委員会を開催し評価した。 ・委託業務等の報告の元データと報告書のチェック記録について、何時、誰が照会したのか記載がないものがあつたため、何時、誰が照会したのかを記載するよう、ダム諸量計測データ取り扱いマニュアルに反映作業中。 ・また、ダム主任会議(6/9～10)で当該施策について再度説明・徹底を図った。	《主管部門評価結果》 ・左記ルールの実施状況により、本施策は趣旨に則し、有効に機能していることを確認した。 (左欄実施状況に記載している事項等、ルールを準則・マニュアル類に記載し日常業務化する。)	《内部監査部門評価結果》 (日常業務移行時に併せて評価する)
	社員は現地立会した際、現地データを記録・確認するとともに、委託先から提出される報告データとクロスチェック	2-③(現行内容継続) <ul style="list-style-type: none"> 当社は、委託先が実施する検査業務を必要に応じて立会し、計測値を確認・記録のうえ、委託先から提出された報告書等に記録された計測値等との照合を行うルールを設定した(H19/4)。 上記ルールに基づき業務を実施した(～H20/3)。 ① 上記ルールの定着状況・有効性について内部チェックを実施 ② 品質委員会にて評価 ③ 施策の趣旨等についての再徹底 ④ 準則・マニュアル類への記載による日常業務化	【平成19年度実施内容の評価】 測定時の社員による現地立会確認および立会時記録と報告書提出記録との照合が適切に実施されているか品質委員会で確認する。	流通事業本部	水力部門	①内部チェック実施 ▼②品質委員会(5/14)による評価 ▼③施策の趣旨等の再徹底 ④準則・マニュアル類への記載														
委託業務の適正性確保	○牽制機能を導入・徹底 2-③(現行内容継続) ← 評価未実施																	《実施状況》 ・内部チェック実施後、5/14に品質委員会を開催し評価した。	《主管部門評価結果》 ・左記ルールの実施状況により、本施策は趣旨に則し、有効に機能していることを確認した。 (左記ルールを準則・マニュアル類に記載し、日常業務化する。)	《内部監査部門評価結果》 (日常業務移行時に併せて評価する)
	社員による現地確認検査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ダム外部変形測量業務の委託に関して、他の委託先によるサンプル測定をするルールを設定した(H19/10)。 牽制機能の徹底を図るため、検査立会時の記録の確認と保存を明確にするルールを設定した(H19/11)。 上記2ルールに基づき業務を実施した(～H20/3)。 ① 上記2ルールの定着状況・有効性について内部チェック(本社主管部門により事業所の取組みをチェック)を実施 ② 品質委員会にて評価 ③ 準則・マニュアル類への記載による日常業務化	【平成19年度実施内容の評価】 データ確認や現地確認による牽制機能が適切に導入・徹底されているか品質委員会で確認する。	流通事業本部	水力部門	①内部チェック実施 ▼②品質委員会(5/14)による評価 ③準則・マニュアル類への記載														

【注】内燃力に係る再発防止対策について：流通事業本部は、発電設備のうち水力と少数ではあるが内燃力を維持管理しており、「再発防止対策の具体的行動計画【水力】」の中には内燃力も含まれている。

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

- 凡 例 -
▽□: 計画, ▼■: 実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主要箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み			
						上期						下期											
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
コンプライアンス最優先の業務運営の徹底	○コンプライアンス最優先の業務運営の徹底	2-③(現行内容継続) 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを業務運営方針へ織り込み、実施する。 a. コンプライアンスを最優先に進めることによって「お客さまに満足いただき信頼を獲得できる事業活動の推進」に取り組むことを業務運営方針に明記 ①業務運営方針へコンプライアンス最優先の業務運営を明記していることを確認 ②方策の実施状況を確認 ③評価結果を踏まえ業務運営方針へ織り込み日常業務化	業務運営実施状況報告によりコンプライアンス最優先の業務運営が行われていることを確認する。	火力総括	火力部門	業務運営方針の策定通知 ▼(2/27)												《実施状況》 ・業務運営方針の策定通知(2/27) ・業務運営方針にコンプライアンス最優先の業務運営を明記していることを確認(4/15) 《課題・問題点》 - 《見直し内容》 -	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》				
						業務運営方針に明記していることを確認 ▼(4/15)															実施状況確認 ▽	実施状況確認 ▽	評価および業務運営方針への展開
品質管理システムの見直し	○品質管理システムの見直し 2-②(日常業務化)	コンプライアンスの観点に立った品質管理の見直し a. 法律に立脚していることの明確化(今回の不具合事案を反映) b. あいまいな表現の排除(都合解釈のきかないものにする) c. 上位管理職を含めた教育・訓練の充実 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・“法律に立脚していること”および“あいまいな表現の排除”について「品質管理システム」を点検し、「品質管理システム」の規定内容を見直した。 ・教育・訓練として内部監査員スキルアップ研修を実施した。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・見直し内容に基づく品質管理活動は、「品質管理システム」の規定に基づき実施する。 ・「品質管理システム」の改善が必要と認められた場合は、「品質管理システム」の規定に基づき改訂を行う。																					
環境管理システム(EMS)の見直し	○環境管理システム(EMS)の見直し 2-②(日常業務化)	環境方針の見直しおよび内部監査の充実 a. 環境方針の見直し b. 環境側面の抽出、著しい環境側面の追加登録(H19.1実施済み) c. 法的およびその他要求事項について基準値を追記(H19.1実施済み) d. 内部、外部監査等についてシステム中心から環境管理の実施内容も重点に監査 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・「環境方針」「大気、排水、海水温度等環境に関する管理事項」「環境管理教育の充実」および「環境管理相互点検」について、「環境管理システム」を点検し見直した。 ・環境内部監査により、適切にシステムの運用が実施されていることを確認した。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・見直し内容に基づく環境管理活動は、「環境管理システム」の規定に基づき実施する。 ・「環境管理システム」の改善が必要と認められた場合は、「環境管理システム」の規定に基づき改訂を行う。 ・環境内部監査は「環境管理システム」の規定に基づき実施する。 e. 関係者に対する環境管理勉強会の開催 (4回/年)(H19.2第1回実施済み) 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・環境管理勉強会は「環境管理システム」に基づき実施した。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・環境管理勉強会は「環境管理システム」の規定に基づき実施する。																					
法令説明・解釈集の充実	○法令説明・解釈集の充実 2-④(見直し後継続)	a. 業務フローに沿った法令説明・解釈集の作成 ・業務に係る法令や協定等を洗い出した説明・解釈集の作成および法令改正レビューの確実実施 ①法令説明・解釈集の作成(H19年度に実施済み) ②法令説明・解釈集の見直し手順等を定めた運用要領を作成 ③運用要領に基づき法令説明・解釈集の点検を実施 ④運用要領により日常業務化 b. 業務要領書の見直し、充実 【再発防止対策(不具合が発生した場合のルール)の明確化)にて実施済み】	法令説明・解釈集が運用要領に基づき適切に点検され充実が図られていることを確認する。	品質管理	火力部門	運用要領の作成(6/27完了)												《実施状況》 ・「法令・協定の手引き」見直し要領書の作成(6/27完了) 《課題・問題点》 - 《見直し内容》 -	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》				
						運用要領に基づく点検の実施															評価		
						法令説明・解釈集の業務への活用																	

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

- 凡 例 -
▽□: 計画, ▼■: 実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主要箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み	
						上期						下期									
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
改ざんを防ぐ仕組みづくり	○記録改ざん防止対策の確実な実施 2-③(現行内容継続)	<p>「改ざん防止とそのチェックが可能な仕組み(H19年度実施済)」を環境管理システムへ織り込み確実に実施する。</p> <p>a. 改ざん防止とそのチェックが可能な仕組みの策定(施工会社の記録がそのまま当社書類となるしくみの確立)</p> <p>①「改ざん防止とそのチェックが可能な仕組み」の策定(H19年度実施済)</p> <p>②策定した仕組みの環境管理システムへの織り込み</p> <p>③環境内部監査により運用状況を確認・評価</p> <p>【日常業務化】</p> <p>①日常業務化した根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計器・ソフトウェアの改ざん防止対策として「環境監視計器保守管理基準」および「火力制御システム保守管理要則」を制定した。 ・移行後のPDCAの取組み方法 ・計器・ソフトウェアの保守は「環境監視計器保守管理基準」および「火力制御システム保守管理要則」により実施する。 ・「環境監視計器保守管理基準」および「火力制御システム保守管理要則」の改善が必要と認めた場合は、「規程通達類管理規程」に基づき改訂を行う。 		環境管理	火力部門	環境管理システムへの織り込み	▼5/21												<p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公害防止管理者による環境計測業務等の立会要領」「環境計測結果の転記・計算ミス防止ソフト作成実施要領」を環境管理システムへ織り込み(5/21) <p>《課題・問題点》</p> <p>《見直し内容》</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <p>《内部監査部門評価結果》</p>	
						環境管理システムによる運用												環境内部監査・評価			
委託業務の適正性確保	○委託・請負業務の健全な取引関係の適正性の確保 2-④(見直し後継続) ← 評価未実施	<p>「第三者機関による牽制機能の導入と検査業務の適正性確保のための仕組み(共にH19年度実施済)」を環境管理システムおよび業務委託契約書に織り込み確実に実施する。</p> <p>また、第三者機関による測定結果に基づく実効性の評価を行う。</p> <p>a. 委託業務の健全な取引関係の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間業務の中で適宜、第三者機関の測定等の組入れ <p>①H19年度に実施した結果の妥当性評価</p> <p>②第2回目の第三者機関による測定実施</p> <p>③第2回目結果を踏まえた妥当性評価</p> <p>④「第三者機関による牽制機能」の環境管理システムへの織り込み</p> <p>⑤環境内部監査により運用状況を確認・評価</p> <p>⑥環境管理システムにより日常業務化</p> <p>b. 検査業務の適正性確保のためのルール設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計測生値と報告書との照合 ・検査状況写真を報告書へ添付 ・報告書への適正性保証の明記 ・検査業務への当社社員の立会 <p>①検査業務の適正性確保のためのルール作り(H19年度実施済)</p> <p>②「検査業務の適正確保のための仕組み」の環境管理システムへの織り込み</p> <p>③「検査業務の適正確保のための仕組み」の業務委託契約書への織り込み</p> <p>④環境内部監査により運用状況を確認・評価</p> <p>⑤環境管理システムおよび業務委託契約書により日常業務化</p>		環境管理	火力部門	H19年度の実施結果の妥当性評価	▼(4/2)												<p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H19年度第三者機関による環境計測業務測定結果に対する総合評価実施(4/2) ・第三者機関による測定実施(4/16:下松) ・「第三者機関による環境計測業務実施要領」「公害防止管理者による環境計測業務等の立会要領」「法令に基づく環境計測検査業務の運用実施要領」を環境管理システムへ織り込み(5/21) <p>《課題・問題点》</p> <p>《見直し内容》</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <p>【平成19年度実施内容の評価】一部の発電所でA社とB社の排ガス量測定結果に差異が確認された。差異が生じた原因については今後検討を進めていく。</p> <p>《内部監査部門評価結果》(日常業務移行時に併せて評価する)</p>	
						第2回目結果を踏まえた妥当性評価												環境内部監査・評価			
				環境管理	火力部門	環境管理システムへの織り込み	▼5/21												<p>《課題・問題点》</p> <p>《見直し内容》</p>		
						環境管理システムによる運用															
環境管理	環境管理	業務委託契約書への織り込み													<p>《課題・問題点》</p> <p>《見直し内容》</p>						
		業務委託契約書による運用												環境内部監査・評価							

再発防止対策の具体的行動計画【原子力部門】

- 凡 例 -
 ▼□: 計画, ▼■: 実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
コンプライアンス最優先の徹底	AP1 QMS高度化の実施（方針・メッセージの周知）1-①(対策完了)	原子力発電所の安全・安定運転および良好な職場風土を醸成するため、より高度な品質システムを構築する。	【完了】																	
	AP4 効果的なマネジメントレビューの実施（3）原子力品質方針の改正 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	トップマネジメントがその役割と権限を十分に発揮できる、マネジメントレビュー*のシステムを構築する。 <small>*マネジメントレビュー 社長が行う、品質マネジメントシステムの適切性、妥当性および有効性の評価</small>	●効果的なマネジメントレビューの実施（3）原子力品質方針の改正【日常業務化】 ①マネジメントレビュー基本要領に基づき、品質方針に基づく品質目標を設定してQMS活動を実施。品質方針、品質目標変更の必要性はマネジメントレビューにて評価する。																	
コンプライアンス教育の充実	AP5 良好なコミュニケーションと明るい職場づくり（4）安全文化醸成施策の実施 2-③(現行内容継続)	QMS高度化で実施してきた取組みを加速して安全文化醸成施策を実施し、不適切な事案が再発しない組織風土を確実なものとしていくとともに、国からの要求に対応できるように施策を策定・実施する。 ・原子力安全文化醸成要則に基づく活動を実施 ・安全文化醸成方針を策定 ・各組織が安全文化醸成施策を実施。 ・原子力部門独自のアンケートを実施し、安全文化の経年的な醸成度合いを分析する。	・アンケートを実施し、安全文化の醸成度合いを分析・評価する。 ・活動および分析・評価結果は、QMS推進者会議、原子力品質保証委員会で審議し、マネジメントレビュー(MR)で社長へ報告する。 ・分析・評価の結果、必要により、追加施策を検討し実施する。	電源事業本部 (原子力品質保証)	原子力部門	▼4/1 基本方針制定 活動方針通達 ▼6/10 原子力品質保証委員会 活動状況の報告 推進者へ報告 ▼5/28 社長メッセージ発信 ▼6/1 人的過誤要因分析 要領類制定 一般対象 安全文化 講演会 ▼MR (マネジメントレビュー) 評価結果 報告 ▼アンケート実施 結果分析・ 評価 管理職対象意識調査▼ 追加施策検討 次年度計画策定	《実施状況》 社長による原子力安全文化醸成に関する基本方針(4月制定)に基づき、平成20年度の活動計画を策定し、各所で活動を実施中。 過去のトラブル等を手がかりに、原子力部門の「あるべき姿」を具現化し、これを評価の観点とするアンケート項目を、外部専門機関の知見も得ながら作成中。 《課題・問題点》 - 《見直し内容》 - ▼MR (マネジメントレビュー) ▼次年度 基本方針制定 活動方針通達	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》												

再発防止対策の具体的行動計画【原子力部門】

－凡 例－
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み		
						上期						下期										
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
保安確保の徹底	AP8 国からの行政処分に関する取り組み(1)原子炉主任技術者の独立体制 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	原子炉主任技術者がその保安の監督の責任を十分にできることまたその指示にしたがうことを確実にするため独立性が担保される組織体制とする。	●国からの行政処分に関する取り組み(1)原子炉主任技術者の独立体制【日常業務化】 ①原子炉主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことに対し、業務量を含め改善点がないかどうか、H20年度も日常業務として引き続き運用面の検証(原子炉主任技術者、所長と懇談)を年2回程度実施し、要求事項が満足されていない場合、関係する要領類の整備、原子炉主任技術者を補佐する体制の構築等運用面の改善策を講じることとし、原子力運営担当の業務実施計画に織り込み実施する。																			
	AP8 国からの行政処分に関する取り組み(2)-1保安規定の変更(変更命令) 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	発電設備の総点検結果を踏まえた、保安規定の変更命令、国からの行政処分に対し、経営責任者の関与、原子炉主任技術者の位置付けを明確にするとともに、経営責任者への報告、保修工事に係る記録の保存等について明確にする。	●国からの行政処分に関する取り組み(2)-1保安規定の変更(変更命令)【日常業務化】 ①経営責任者への報告の適切性、経営責任者の安全への関与の充実について改善点がないかどうか、安全上重要な設備に関する許認可等の手続き漏れ等がなく処理が妥当であったか、H20年度も日常業務として引き続き運用面の検証(原子炉主任技術者、所長、経営責任者と懇談)を年2回程度実施し、要求事項が満足されていない場合、関係する要領類の整備、原子炉主任技術者の独立性を担保する体制の改善等を運用面の改善を講じることとし、原子力運営担当の業務実施計画に織り込み実施する。																			
	AP8 国からの行政処分に関する取り組み(2)-2保安規定の変更(省令改正/審査内規) 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	発電設備の総点検結果を踏まえた省令改正および審査内規に基づき、法令遵守体制(責任者の関与、安全文化醸成、情報の公開、国への報告)等に関する対応を明確にする。	●国からの行政処分に関する取り組み(2)-2保安規定の変更(省令改正/審査内規)【日常業務化】 ①「法令遵守の体制」、「安全文化の醸成のための体制」に関する理解と個人個人の意識の高揚・維持および向上を図っていく目的から、H20年度も日常業務として、意識の浸透度合い(法令遵守、安全文化醸成の定着度)に関するアンケートを年1回程度実施し、色々な角度から定着度・理解度を評価することとし、原子力運営担当の業務実施計画に織り込み実施する。																			
	AP8 国からの行政処分に関する取り組み(3)検査制度見直しに対する対応 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	原子力安全委員会決定を踏まえ、原子力安全・保安院の「検査の在り方に関する検討会」において提言された新たな検査制度の導入に向けた制度設計(保全計画の充実等)への対応を行う。	●国からの行政処分に関する取り組み(3)検査制度見直しに対する対応【日常業務化】 ①日常業務として、当社の保安規定変更認可申請および保安規程変更届出の都度、保全プログラム、保全計画書の内容が妥当であるかを、当社が行ってきたこれまでの点検結果および他社の計画書等を参考に評価することとし、原子力運営担当の業務実施計画に織り込み確認する。																			
AP8 国からの行政処分に関する取り組み(4)直近の定期検査における特別な検査への対応 1-①(対策完了) ← 評価未実施	直近の定期検査において、国(NISA, JNES)が実施する特別な検査を受検する。	・1号機第27回定期検査の確実な実施	・行政処分に関する取組の適切な実施 ・特別な検査の受検	島根原子力発電所技術課	原子力部門														▼5/14完了(1号機27回定検終了) ・行政処分に関する取組確認 ・特別な検査受検	《実施状況》 平成20年5月14日、島根1号機第27回定期検査終了により対策完了。 《課題・問題点》 － 《見直し内容》 －	《主管部門評価結果》 島根2号機第13回、島根1号機第27回の定期検査で、国の指示に基づく特別な検査への対応を実施。検査前状態(条件)の確認等を追加して実施され、この検査を通じ当社の確実な操作等について評価を頂いていると受け止めている。 《内部監査部門評価結果》 1号機第27回の定期検査終了証が経済産業省から平成20年5月14日発行され特別な検査が終了したことを確認した。	H20年5月 対策完了

